

北広島町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2年3月



目 次

第1章	地球温暖化対策をめぐる動向	1
1.	気候変動の影響	1
2.	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3.	地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
第2章	計画の基本的事項	3
1.	目的	3
2.	事務事業編とは	3
3.	計画期間	3
4.	対象範囲	3
5.	計画で用いるガイドライン	5
6.	対象とする温室効果ガス	5
7.	これまでの取組の経緯	5
第3章	温室効果ガス排出量の目標	6
1.	基本方針	6
2.	二酸化炭素の排出状況	6
3.	目標	7
第4章	目標達成のための具体的な取り組み	8
1.	職員共通の取り組み	8
(1)	電気使用量の削減	8
(2)	燃料使用量の削減	8
(3)	水道使用量の削減	8
(4)	紙使用量の抑制	9
(5)	廃棄物排出量の削減	9
(6)	環境に配慮した物品等の購入	9
2.	庁舎・施設管理等での取り組み	9
(1)	再生可能エネルギーの利用促進	10
(2)	公共施設の管理等における環境配慮	10
3.	事務局の取り組み	10
(1)	職員等への意識啓発活動の推進	10
(2)	実績のとりまとめと分析	10
第5章	計画の進行管理	11
1.	実行計画の推進体制	11
2.	実行計画の進捗状況の調査及び点検	11
3.	実績の公表	11

第1章 地球温暖化対策をめぐる動向

1. 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

平成27年3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重要性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、「水稲」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の9つでした。

こうした評価を背景として、政府は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆ

る先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution、約束草案)を更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減(2005年度比で25.4%減)とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画(案)」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画(閣議決定案)」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

第2章 計画の基本的事項

1. 目的

北広島町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、町内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「北広島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取り組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 事務事業編とは

事務事業編とは、都道府県及び市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

3. 計画期間

計画期間は、国の地球温暖化対策計画に即して2030年度末までとします。なお、本計画策定後、概ね5年ごとに計画の見直しを検討します。

本計画の基準年度は平成30（2018）年度とします。

4. 対象範囲

本計画の対象範囲は、北広島町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（表1参照）。

表1 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画対象施設等

分類	
市民文化系施設	千代田開発センター, 芸北地域づくりセンター, 芸北交流促進センター, 千代田地域づくりセンター, 豊平地域づくりセンター, 芸北奥原集会所, 岩戸集会所, 新庄集落センター, 創作活動センター, 筏津コミュニティセンター, 大塚ふれあいセンター, 川西ふれあいセンター, 八重西総合センター, 八重総合センター, 南方総合センター, 畑ふれあいセンター, 壬生ふれあいセンター, 蔵迫ふれあいセンター, 本地総合センター, 美和東いこいの広場
社会教育系施設	北広島町図書館, 芸北高原の自然館, 美和郷土館, 芸北民俗博物館, 千代田歴史民俗資料館, 芸北民俗芸能保存伝承館, 戦国の庭歴史館, 古保利薬師, 川東はやし田用具収蔵庫, 万徳院跡, 鉄のふるさと公園, 上本家住宅, 天狗シデ公衆便所
スポーツ・レクリエーション系施設	芸北運動公園, 大朝運動公園, 千代田運動公園, 豊平総合運動公園, 大朝町民体育館, 芸北オークガーデン, 宿泊研修施設アザレア千代田, 道の駅豊平どんぐり村, 道の駅舞ロードIC千代田, 田原温泉, グリーンヒルおおあさ
産業系施設	産業振興センター
学校教育系施設	芸北小学校, 大朝小学校, 新庄小学校, 壬生小学校, 川迫小学校, 本地小学校, 八重小学校, 八重東小学校, 豊平小学校, 芸北中学校, 大朝中学校, 千代田中学校, 豊平中学校, 各学校給食センター 大朝教育集会所, 千代田教育集会所, 豊平教育集会所
子育て支援施設	芸北つくし保育園, 新庄保育所, 南方保育所, 川戸保育所, 本地保育所, 千代田子育て支援センター, 各放課後児童クラブ
保健・福祉施設	芸北高齢者生活福祉センター仙水園, 芸北ホリスティックセンター, 大朝保健センター, 豊平保健福祉総合センター, 大朝福祉センター, 小規模老人ホーム静楽荘, 小規模老人ホーム清楽荘, 芸北小規模授産施設さあくる
医療施設	北広島町豊平診療所, 雄鹿原診療所, 八幡診療所
行政系施設	役場本庁舎, 芸北支所庁舎, 大朝支所庁舎, 豊平支所庁舎, 美和出張所, 八幡出張所, 消防署本署, 消防署芸北出張所, 消防署大朝出張所, 消防署豊平出張所, きたひろネットセンター
公営住宅	各町営住宅（共用部分のみ）
公園等	薬師公園
供給処理施設	緑清苑, 上下水道関連施設
その他	火葬場, 郷の館, 大朝駅バスターミナル, からしろ館, 夜間照明, 町有公用車

※「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」に基づき作成。

5. 計画で用いるガイドライン

本計画は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」、並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、本計画で用いる温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

6. 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

表2 計画の対象とする温室効果ガス

種類	排出源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼	ガソリン、軽油、灯油、重油、LPGの使用量
	小売電気事業者から供給された電気	電気使用量

7. これまでの取組の経緯

北広島町では、平成29年3月に北広島町環境基本計画を策定し、地球温暖化への対策や循環型社会の構築に向けた取り組みを推進しています。

本計画の策定により、公共施設での取り組みを更に進めていきます。

表3 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時期	取組内容
平成17年2月	北広島町環境保全に関する条例制定
平成19年2月	北広島町地域新エネルギービジョン策定
平成29年3月	北広島町環境基本計画策定
令和2年3月	北広島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定

第3章 温室効果ガス排出量の目標

1. 基本方針

北広島町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の基本方針で取り組んでいきます。



2. 二酸化炭素の排出状況

基準年度である平成30年度の二酸化炭素排出量は以下のとおりです。

項目	単位	使用量	二酸化炭素換算		
			排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	
電気使用量	kWh	10,483,355	6,479	82.23	
施設の燃料	ガソリン	ℓ	1,232	3	0.04
	軽油	ℓ	6,115	16	0.20
	灯油	ℓ	248,531	619	7.86
	A重油	ℓ	106,750	289	3.67
	LPG	m ³	38,076	228	2.89
車両の燃料	ガソリン	ℓ	83,865	194	2.46
	軽油	ℓ	19,751	51	0.65
合計			7,879	100.00	

目標

北広島町は、公共施設等から出る温室効果ガス総排出量を、2025年度までに、5パーセント削減します。(2018年度を基準とします。)

2026年度から2030年度末までの削減目標は、省エネ法に基づく判断基準※1を参考にして、年平均1パーセントとします。

※1 正式名称は「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号（平成28年3月30日一部改正））」

同基準では、目標部分において事業者全体又は工場等ごとに「エネルギー消費原単位（又は電気需要平準化評価原単位）」を年平均1パーセント以上低減することが努力目標として示されています。

	年 度	二酸化炭素 (CO ₂)	基準年度比削減目標
基準年度排出量	2018年度	7,879 t-CO ₂	—
目標年度排出量（短期）	2025年度	7,485 t-CO ₂	5%
目標年度排出量（長期）	2030年度	7,091 t-CO ₂	10%

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

第4章 目標達成のための具体的な取り組み

1. 職員共通の取り組み

職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が大切であり、目標達成に向けて次に示す取り組みを励行することが重要です。

(1) 電気使用量の削減

- ▽ 業務に支障のない範囲でOA機器や照明等のこまめなスイッチオフを実施します。
- ▽ 長時間、電気製品を使用しない場合は、プラグを抜き待機電力を削減します。
- ▽ 時間帯や天候、場所等を考慮し、支障のない範囲で間引き照明とします。
- ▽ 定時退庁を奨励します。
- ▽ 時間外勤務、休日勤務をする場合は、必要な部分の照明だけを点灯します。
- ▽ 会議室、給湯室、更衣室、トイレなどは使用時のみ点灯します。
- ▽ 可能な限りエレベーターの利用を控え、階段を利用します。
- ▽ 冷暖房は適正な温度に管理します。
- ▽ 空調効果を高めるため、ブラインド、カーテン、フィルム等を効果的に活用します。
- ▽ クールビズやウォームビズなど、室温にあわせた服装とします。

(2) 燃料使用量の削減

- ▽ 近距離の移動は徒歩にします。
- ▽ 公用車を利用するときは、相乗りや合理的な巡回ルートに心掛け、エコドライブを実践します。
- ▽ 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- ▽ 公用車の定期的な点検、整備を図り、適正な維持管理を行います。
- ▽ 無駄な荷物の積載をしないように努めます。
- ▽ 公用車の更新は計画的に進め、低燃費・低公害車の導入を進めます。

(3) 水道使用量の削減

- ▽ 給湯室や洗面所等の使用時には蛇口の解放を控えるなど、日常的な節水に努めます。
- ▽ トイレ使用時の過剰な水の使用を控えます。
- ▽ 設備更新や改修の際には、節水型機器（フラッシュバルブ式洗浄装置、感知式自動洗浄装置等）の導入を検討します。
- ▽ 雨水の有効利用を推進します。

(4) 紙使用量の抑制

- ▽ 両面コピー、両面印刷を積極的に活用します。
- ▽ 片面刷り紙の裏面使用を徹底します。
- ▽ 資料のワンペーパー化（簡素な文書の作成）や共有化に努めます。
- ▽ 関係部署の連絡には、可能な限り電子メールを活用し、紙文書の送付を必要最小限とします。

(5) 廃棄物排出量の削減

- ▽ 事務用品・機器等を購入の際は、その必要性を考慮したうえで、適切な量を購入します。
- ▽ 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、簡易包装や詰め替え可能な製品を選択します。
- ▽ 備品・事務用品等は修繕等により長期利用に努めます。
- ▽ 不要となった事務用品等は庁内で情報を共有し、再利用に努めます。
- ▽ 機密文書以外のシュレッダー使用を抑えます。
- ▽ 使用済み封筒の再使用に努めます。
- ▽ 食品ロス削減を促進します。

(6) 環境に配慮した物品等の購入

- ▽ 用紙類は、環境ラベリング※（エコマーク、グリーンマーク等）の対象となっている製品を優先して調達します。
- ▽ 物品等は、環境ラベリング対象製品を優先して調達します。
- ▽ 電気製品等の新規購入の際は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを優先して調達します。

※環境ラベリング制度

環境保全や環境負荷の低減に資する商品や取り組みに環境ラベルを添付する制度で、第三者認証による環境ラベル（エコマーク等）や、事業者の自己宣言による環境ラベル（グリーンマーク等）がある。

2. 庁舎・施設管理等での取り組み

庁舎や施設の設備機器の買い替えの際に、温室効果ガス排出量の少ないものに買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理では次の取り組みを推進します。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

▽ 太陽光・太陽熱・バイオマス等の再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

(2) 公共施設の管理等における環境配慮

▽ E S C O事業※の手法等による省エネルギー設備への改修を検討します。

▽ 公共施設の屋上緑化、壁面緑化、周辺緑化を推進します。

▽ 施設を管理する指定管理者や管理業務の受託者が使用する電気や燃料使用量を把握し、省エネルギー化に向けた適切な指導に努めます。

▽ 施設の新築や改築にあたっては、断熱性の高い材料使用や自然採光・自然通風に配慮した構造を積極的に採用し、適正な管理に努めます。

※E S C O事業

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。E S C O事業者は省エネルギー診断・設計・施工・運転維持管理・資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることもできる。

3. 事務局の取り組み

北広島町地球温暖化対策実行計画事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取り組みも検討していきます。

(1) 職員等への意識啓発活動の推進

北広島町全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。北広島町地球温暖化対策実行計画事務局は、温室効果ガス削減だけでなく、省エネや節電、ごみ減量化等における関連ポスター等の掲示、職員向けNews（掲示板）等の発信など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

(2) 実績のとりまとめと分析

北広島町地球温暖化対策実行計画事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について公表します。

第5章 計画の進行管理

1. 実行計画の推進体制

地球温暖化対策を推進し、公共施設等から出る温室効果ガス総排出量を削減していくためには、全職員が日々の業務を遂行していく中で、常に省エネルギー化を意識し、行動していく必要があります。

○ 各所属長の役割

本計画の対象範囲である施設及び事務・事業の責任者であり、第2章に示した温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取り組みの励行等について職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取り組みを啓発します。

○ 各職員の役割

職員ひとり一人が意識を持って第3章に示した取り組みを励行するとともに、電気・燃料使用量を定期的に把握及び記録します。

また、本計画の実施状況及び使用量を実行計画事務局へ年1回報告します。

○ 実行計画事務局の役割

実行計画事務局は町民課（環境管理係）に置き、事務局は計画全体の推進及び進捗状況を把握して総合的な進行管理を行います。

2. 実行計画の進捗状況の調査及び点検

実行計画事務局は、各施設から毎年度報告を受ける本計画の実施状況を点検するとともに、エネルギー使用量を集計し、基準年度との比較を行います。この結果から本計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標について達成状況を確認し、必要に応じて、取り組み内容の改善や本計画の見直しを行います。

3. 実績の公表

実行計画事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本計画の進捗状況等について、適宜、ホームページ等により公表します。